

●香川県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年9月17日から同年10月8日まで一般の縦覧に供する。

平成22年9月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 多和三木線（148号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡三木町大字奥山字広野1895番地先から 木田郡三木町大字奥山字広野1825番1地先まで	9.0~26.8	272	平成16年香川県告示第846号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成22年9月17日